

2020年10月1日

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 藤井 克裕 様

興和株式会社

この度の「申入書」に対する回答について

貴機構の2020年9月3日付け「申入書」に対し、以下のとおり回答申し上げます。

貴機構は、2020年9月3日付け「申入書」（以下「本件申入書」といいます。）「2. 申入れの理由」において、「本件各表示（注：本件申入書「1. 申入れの趣旨」における各表示）は、カンゾコーワについて、実際には、アルコールを分解する、二日酔いを防止・緩和するといった効果・効能が無いにもかかわらず、一般消費者にそうした効果・効能があると思わせるものであり、『実際のもの…よりも著しく優良であると誤認される表示』（不当景品類及び不当表示防止法30条1項1号）に該当します」と述べておられます。

この点、カンゾコーワは「いわゆる飲み会等で偏りがちな栄養バランスを補うことを念頭に開発された清涼飲料水（「カンゾコーワ粒」は栄養補助食品）」であることから、お酒を飲む方に選んでいただくことは当社の意図に沿ったものでありますが、当社は、商品ラベル・包装や販促資材等において、「飲酒による身体へのダメージ」を想起させる表現（二日酔い、胃もたれ、吐き気等）やアルコール飲料等の描写を一切行わず、「栄養バランスをサポートする」ことをしっかりお伝えすることで、アルコールを分解する、二日酔いを防止・緩和する効果・効能といったような、医薬品的な作用を期待させない配慮をしております。具体的には、商品ラベル・包装に「清涼飲料水」（「カンゾコーワ粒」については「栄養補助食品」と明記し、販促資材においては「栄養バランスをサポートする清涼飲料

水（「カンゾコーワ粒」については栄養補助食品）です」との注意書きを付す等しております。このように、当社はカンゾコーワがアルコールを分解する、二日酔いを防止・緩和する効果・効能を有する医薬品であるかのような誤解を消費者の皆様には与えないよう措置を講じており、本件各表示は、不当景品類及び不当表示防止法30条1項1号の優良誤認表示に該当し難いものと思慮するところでございます。

しかしながら、当社としては、この度の貴機構のご指摘を真摯に受け止め、消費者の皆様に対しましてより適切な情報を提供できるよう、お申入れの本件各表示を考慮し、商品ラベル・包装や販促資材等の変更ににつきまして検討を進めてまいり所存です。

一方、本件各表示が優良誤認表示に該当するとの貴機構のご主張の理由付けにおきまして判然としない点がございまして、上記検討を進めるにあたり、本件申入書「2. 申入れの理由」に関する以下の事項につきまして、お尋ね申し上げます。

【お尋ね】

- 1) 貴機構は、「本件各表示は、消費者をして、あたかもカンゾコーワが、アルコール摂取を主な目的とする『飲み会』に参加する人にとって特にメリットがあるかのような印象を抱かせるものです。」と述べておられますが、上記における「アルコール摂取を主な目的とする『飲み会』に参加する人にとって特にメリットがあるかのような印象」とは具体的にどのような「印象」を意味しているのでしょうか。また、どのような理由で、「アルコール摂取を主な目的とする『飲み会』に参加する人」にとって当該「印象」を抱かせるといえるのでしょうか。
- 2) 貴機構は、「これから『飲み会』に参加しようとする消費者や『飲み会』に参加した後の消費者が、栄養ドリンク等の購入を検討する際には、『アルコールによる身体へのダメージを緩和したい』、『二日酔いを防止・緩和したい』といった関心を抱いていることが多いといえます。こうした消費者の関心を踏まえれば、本件各表示を見た消費者は、カンゾコーワには、アルコールを分解する、二日酔いを防止・緩和するといっ

た効果・効能があると誤認する可能性が高いと考えられます」と述べておられますが、
『アルコールによる身体へのダメージを緩和したい』、『二日酔いを防止・緩和したい』
といった関心を抱いている」消費者の方々が、本件各表示を見た場合において、どの
ような理由で、「カンゾコーワには、アルコールを分解する、二日酔いを防止・緩和す
るといった効果・効能があると誤認する可能性が高い」といえるのでしょうか。

何卒、ご回答賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上